

コモンズ第 0602 号  
平成 18 年 6 月 22 日

四国地方整備局  
徳島河川国道事務所長 石川 浩 殿

特定非営利活動法人 コモンズ内  
代表理事 喜多 順三



### 吉野川水系河川整備計画策定に際し実施する「吉野川流域住民の意見を聴く会」 の進行について（回答）

平素は、特定非営利活動の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

平成 18 年 6 月 19 日付「国四整徳地第 1 3 号」でご依頼のありました「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行の依頼につきまして、下記のとおり回答させていただきます。なお、「吉野川流域住民の意見を聴く会」進行にかかるコモンズのファシリテータの派遣は、下記回答における貴職のご対応により判断させていただく所存です。

#### 記

1. グラウンド・ルール（案）の修正意見について
  - ・ 別紙 1 のとおり修正意見を提案します。
2. ファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（案）について
  - ・ 「国四整徳地第 1 3 号」グラウンド・ルール（案）「2. 2（5）」に示されている協定書（案）を別紙 2 のとおり提案します。
3. グラウンド・ルール等の公開について
  - ・ グラウンド・ルール、及び、「吉野川流域住民の意見を聴く会」及び他の意見聴取の会の開催に関する情報を、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の初回開催日の 2 週間前までに公開することを要望します。

以上

## 別紙 2

# 「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（案）

平成 18 年 6 月 22 日 特定非営利活動法人 コモンズ

### 1. はじめに

本協定書は、吉野川水系河川整備計画を策定するに際し、国土交通省が開催を予定している「吉野川流域住民の意見を聴く会」（以下、「住民の意見を聴く会」と略記）の進行における、ファシリテータの中立性・独立性の確保のために、国土交通省とコモンズの間で取り交わすものです。

### 2. 用語の定義

#### ○「住民の意見を聴く会」の運営：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、参加者募集、テーマの決定、参加者への説明内容、日程の決定、会場の決定、意見情報整理、意見情報の公開の方法など、「住民の意見を聴く会」の実施に係る企画・運営に関わること

#### ○「住民の意見を聴く会」の進行：

- ・ 「住民の意見を聴く会」における、順序と時間配分、意見の収集方法、参加者間での意見の相互認識の方法など、当日の「住民の意見を聴く会」の進行に関すること

### 3. 協定事項

#### 3. 1 基本事項

##### (1) グラウンド・ルール等

- ・ 国土交通省及びコモンズは、「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルール、及び、本協定書を尊重し遵守します。
- ・ 国土交通省は、グラウンド・ルールを「住民の意見を聴く会」の初回開催日の 2 週間前までに公開するものとします。

## (2) 役割

- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の運営を担当します。
- ・ コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を担当します。

## 3. 2 詳細事項

### (1) 国土交通省の責務等

- ・ 国土交通省は、「**住民の意見を聴く会**」の**進行**については、ファシリテータの独自性を確保するものとします。
- ・ 国土交通省は、「住民の意見を聴く会」を開催する場合には、予定の2週間前までにコモンズへ説明するよう努め、「**住民の意見を聴く会**」の**運営**について必要な打ち合わせを実施するものとします。

### (2) コモンズの責務等

- ・ コモンズは、意見交換会の場の進行役を配置するとともに創意工夫した方法により進行する等、流域住民の意見を忠実に聴取するよう努めます。
- ・ コモンズは、自ら、中立・独立の立場にあることを、必要に応じ文書等により公表できるものとします。
- ・ 各回の「住民の意見を聴く会」の進行方法について、コモンズは、開催日の1週間前までに国土交通省に提案し、必要な打ち合わせを行い、3日前までに決定するよう努めます。
- ・ コモンズは、「**住民の意見を聴く会**」の**進行**を的確に実施するため必要がある場合には、「**住民の意見を聴く会**」の**運営**について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

### (3) 打ち合わせ記録簿

- ・ 上記(1)(2)で実施した打ち合わせ内容については、国土交通省が打ち合わせ記録簿を作成します。
- ・ 打ち合わせ記録簿は、国土交通省、及び、コモンズが確認した上で、各回の「住民の意見を聴く会」が終了した後5年間、それぞれが保管するものとします。
- ・ 打ち合わせ記録簿について、他の者への公開等の必要が発生した場合は、その措置について国土交通省、及び、コモンズが協議し決定します。

## 別紙 1

### 「吉野川流域住民の意見を聴く会」グラウンド・ルール（案）の修正意見について

平成 18 年 6 月 22 日 特定非営利活動法人 コモンズ

表 1 修正意見の対比表

【番号】 修正力所	原文	修正意見（下線力所）
【 1 】 P3 2.2(4)	(4) 開催回数 ・ 「住民の意見を聴く会」は、各開催場所で複数回の開催を予定しています。	(4) 開催回数 ・ 「住民の意見を聴く会」は、 <u>平成 18 年度に各会場において 3 回程度予定しています。</u>
【 2 】 P3 2.2(5)	(5) ファシリテータによる進行 ・ ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書を作成します。	(5) ファシリテータによる進行 ・ ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書を <u>とりかわします。</u>
【 3 】 P4 4.1	4. 1 参加者の責務 (1) 責務 a. グラウンド・ルールの遵守 b. 意見の表明 ・ 参加者は、できる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することを責務とします。 c. 他者の意見の尊重 ・ 参加者は、他の参加者の意見表明を尊重することを責務とします。 ・ このとき、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。 d. 進行秩序の確保 ・ 参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力することを責務とします。 ・ 会場の秩序を乱したり、会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。 e. 個人情報の保護 ・ 参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、秘匿します。	4. 1 <u>参加者</u>  <u>(1) グラウンド・ルールの遵守</u> <u>(2) 意見の表明</u> ・ 参加者は、吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。 <u>(3) 他者の意見の尊重</u> ・ 参加者は、他の参加者の意見表明を <u>尊重し</u> 、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。  <u>(4) 進行秩序の確保</u> ・ 参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう <u>協力し</u> 、 <u>会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。</u>  <u>(5) 個人情報の保護</u> ・ 参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、 <u>秘匿しなければなりません。</u>

【4】P5 4.2	4.2 ファシリテータの責務等	4.2 <u>ファシリテータ</u>
【5】P6 4.3	4.3 国土交通省の責務等	4.3 <u>国土交通省</u>
【6】P8 5.2	5.2 意見の反映について ・ 「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」の各意見とともに、国土交通省が、各会の意見を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。	5.2 意見の反映について ・ 「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」、 <u>及び、その他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が、意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。</u>
【7】P8 5.2	・ 河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、反映しない理由について回答を行います。	・ 河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、 <u>検討内容とともに</u> 反映しない理由について回答を行います。
【8】P8 5.2 追記		・ <u>上記の回答についての説明を、可能な限り「住民意見を聴く会」で行うものとします。</u>